

郡山市マタニティストラップ等の無償提供に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、マタニティストラップ等の無償提供者を募集するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 事業の目的 妊婦への配慮を喚起するため、母子健康手帳交付時に、マタニティストラップ等を配布する。
- (2) 事業名 マタニティストラップ等の無償提供
- (3) 協定期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定）第3条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び市税の滞納がない者であること。
- (4) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (6) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定による政治団体及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定による宗教団体でないこと。

3 スケジュール

公募開始	令和8年7月17日
質問受付締切	令和8年7月24日 午後5時15分
申込書等受付締切	令和8年8月10日 午後5時15分
選定・審査・決定	令和8年8月中旬～下旬（予定）
協定締結	令和8年9月（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 8 年 7 月 24 日（金） 午後 5 時 15 分（必着）
- (2) 提出方法：募集要項等質問書（第 1 号様式）により、持参、メール又は FAX にて提出すること。ただし、FAX 又はメールにて提出した場合は、電話にて送信した旨を報告すること。
住所 〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目 2 番 3 号
電話 024-924-3691 FAX 番号 024-933-6665
メール kodomokatei@city.koriyama.lg.jp
- (3) 回 答 日：令和 8 年 7 月 29 日（水）までに回答
- (4) 回答方法：募集要項等回答書（第 2 号様式）により、質問者へ回答の上、郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。

5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（第 3 号様式）
 - イ 企画提案書（第 4 号様式）※提案は、1 社につき 1 案とする。
 - ウ 企業実績書（第 5 号様式）
 - エ 法人登記簿謄本又はその写し
 - オ マタニティストラップ、手提げ袋及び広告物のサンプル
 - カ 納税証明書又はその写し（募集日以降に証明された直近 2 年分のもの）
市区町村民税（各市区町村役場で発行）
 - a 法人市区町村民税又は個人市区町村民税
 - b 固定資産税及び都市計画税（納税義務のある者に限る。）
 - c 軽自動車税（納税義務のある者に限る。）
 - d 国民健康保険税（納税義務のある者に限る。）直近 1 年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）国税（所轄税務署で発行）
 - a 法人税又は申告所得税
 - b 消費税及び地方消費税
- (2) 提出期限：令和 8 年 8 月 10 日（月） 午後 5 時 15 分（必着）
- (3) 提出方法：郵送又は持参にてこども家庭課に提出。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに到着したものを有効とする。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの受付とする。

6 選定方法及び結果通知

- (1) 選定方法
 - ア 郡山市マタニティストラップ等の無償提供に係る公募型プロポーザル選定委員会において、審査する。

イ 審査は、提出された企画提案書により書面審査を行う。

ウ 選定委員会は別表に定める評価基準により総合的な評価を行い、最も高位となった提案参加者を優先交渉権者とする。

エ 評価が最低基準点（総評価点の5割）に達しない場合は、最上位者であっても優先交渉権者として選定しない。

(2) 結果通知

前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、提案参加者全員に書面で通知する。また、郡山市ウェブサイトで公表する。選定の結果に対する問い合わせ及び異議には応じないものとする。

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

8 協定条件

- (1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を優先交渉権者として、協定の手続きを行う。

なお、優先交渉権者と協定締結に至らない場合は、次順位者を新たな優先交渉権者とし、手続きを行う。

- (2) 優先交渉権者の選定から協定締結までに「7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、協定を締結しないことがある。
- (3) 協定書の作成を要する。

9 担当部局

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部こども家庭課母子支援係

電話番号：024-924-3691

FAX番号：024-933-6665

E-mail：kodomokatei@city.koriyama.lg.jp

10 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。

別表

1. 審査項目及び評価項目

(1) 委員長及び委員それぞれが 100 点満点で審査する。

審査項目	評価割合	評価項目	配点
業務遂行能力	20/100	① 業務実績	20 点
企画提案内容	80/100	② マタニティストラップ、 手提げ袋のサンプル	50 点
		③ 事業スケジュール	10 点
		④ 広告の種類は妊娠出産育児 等において有用なものか	10 点
		⑤ 広告主見込み数	10 点
基準点の合計			100 点

(2) 委員長及び委員それぞれが審査後、各項目の平均点を算出し、当該事業の点数とする。

2. 評価基準

① 業務実績の項目は、次の 5 段階で評価する。

評価	優れている	やや 優れている	ふつう	やや劣る	劣る
評価点	20	16	12	8	4

② マタニティストラップ、手提げ袋のサンプルの項目は、次の 5 段階で評価する。

評価	優れている	やや 優れている	ふつう	やや劣る	劣る
評価点	50	40	30	20	10

③ 事業スケジュール ④ 広告の種類 ⑤ 広告主見込み数について 5 段階で評価する。

評価	優れている	やや 優れている	普通	やや劣る	劣る
評価点	10	8	6	4	2